

## 空き家・空き地をお持ちの方へ

### 「空き家バンク制度」(空き家台帳)への登録及び交渉・契約の流れ

「空き家台帳登録申込書兼誓約書」及び「空き家台帳物件登録書」に、下記の書類を添えて提出してください。

- ①土地及び建物の全部事項証明書  
(発行から3か月以内のもの)
- ②位置図・写真・間取り図
- ③同意書(共有名義の場合)
- ④その他市長が必要と認めるもの

※既に事業者と仲介契約をしている物件をご登録いただく場合、契約の内容によっては空き家バンクへの登録ができない場合があります。

物件の登録



物件情報提供



登録した物件の概要や写真等を市のホームページや窓口で公開します。

※所有者の氏名・住所等の個人情報は公開しません。

不動産事業者と仲介契約を締結される場合

仲介事業者の選択



不動産事業者による売買の仲介を希望される場合は、「登録事業者一覧(ホームページ・窓口でご覧いただけます)」から、ご希望の事業者を1つ選択してください。

仲介事業者と契約



選択した仲介事業者と、物件の売買・賃貸借の仲介の契約を締結してください。

不動産事業者との仲介契約締結は任意です。また、空き家バンクへの物件登録の前後どちらでも構いません。

物件の交渉・契約



空き家等の利用希望者等と、物件の売買・賃貸借の交渉・契約をしてください。

※空き家等の所有者と購入・賃借希望者との間における交渉・契約については、市は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。※空き家等の売買・賃貸借等の仲介に係る報酬については、法で定められた範囲内の仲介手数料が必要となります。